

福岡小学校いじめ防止基本方針

つくばみらい市立福岡小学校

1 めあて

- (1) いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる心情を育てる。
- (2) すべての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む体制づくりに努める。

すべての子供を、被害者にも、加害者にも、傍観者にもさせない

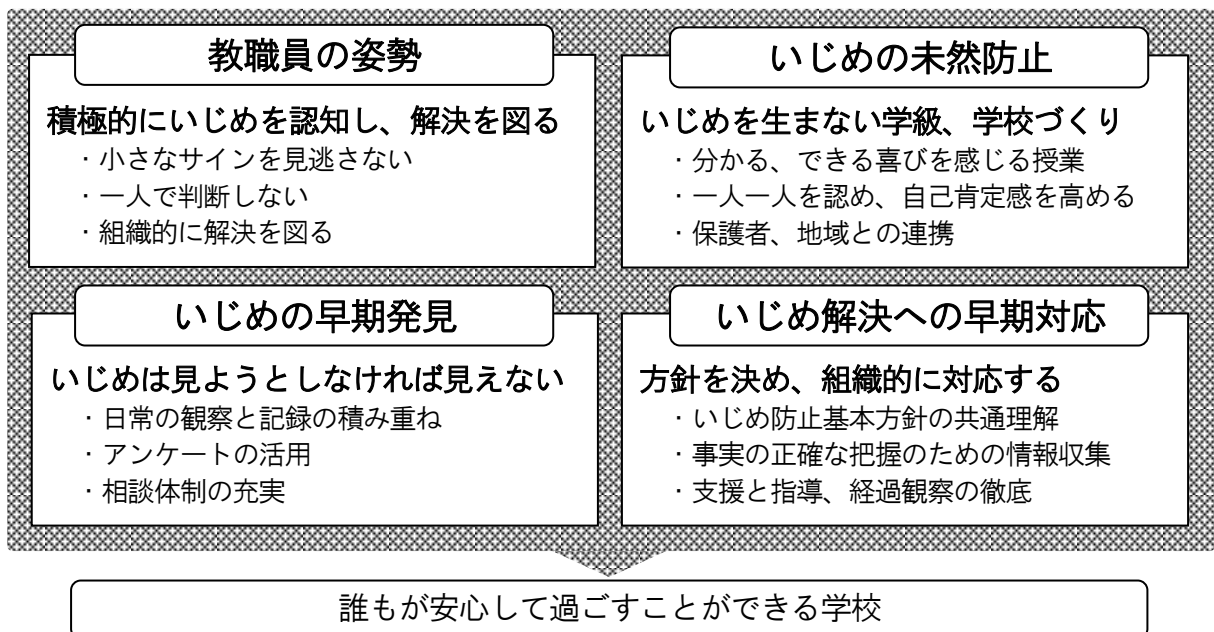
2 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得る

3 基本姿勢



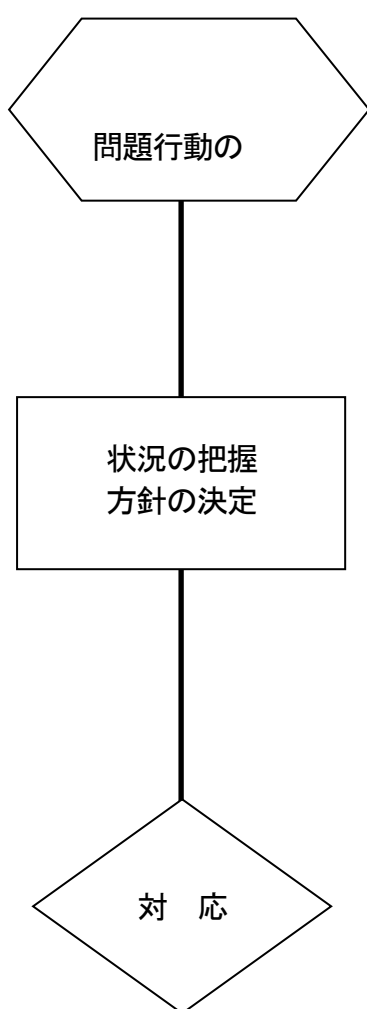
4 いじめの未然防止に向けた施策

- (1) 自己肯定感を高める教育活動
 - ① すべての児童が活躍できる「分かる授業づくり」の推進
 - ② 生徒指導の観点による授業の相互参観（授業づくりと集団づくり）
- (2) 道徳教育・人権教育の充実（「ネットいじめ」対策や「新型コロナウイルス感染症」陽性判明者または濃厚接触者が確認された場合を含む）
 - ① 人権意識の高揚、自己有用感を高める道徳授業の実践
 - ② スマホ、インターネット等の情報モラル指導と家庭との連携
 - ③ 「人権メッセージ」の募集
- (3) 子供たちが主役となる活動の充実
 - ① 児童一人一人の創意工夫を生かし、一人一人が活躍できる学級活動・運動会・集会の実施
 - ② 児童主体の「楽しい福岡小集会（いじめ撲滅メッセージ発表）」の実施
 - ③ 縦割り班（異学年）での遊びや清掃の実施
- (4) 教職員の意識高揚と研修会の実施
 - ① 職員会議での情報共有
 - ② スクールカウンセラーを講師とした事例研修会、グループワークの研修等の実施
- (5) 相談体制の充実 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～
 - ① グーグルフォームを活用したオンライン相談
 - ② スクールカウンセラーとの情報交換
 - ③ 小さなサインを見逃さない学級担任との絆づくり
 - ④ 保護者（希望者）との教育相談
- (6) 定例アンケート（毎月1回年11回）、Q Uアンケート（第5学年）による実態の把握

5 福岡小学校いじめ防止対策委員会

- (1) いじめ防止対策委員会は、いじめはすべての学校及び児童等に関係する問題であるという認識に基づき、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めるとともにいじめに関する事案の適切な解決を図ることを目的とする。
- (2) 委員は、校長（委員長）、教頭（副委員長）、生徒指導主事、教務主任、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭によって構成する。上記の構成員のほかに、校長の判断により、必要に応じて、人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者（スクールカウンセラー等）を参加させることができる。
- (3) 委員会は、次に掲げる取組を遂行する。
 - ① いじめの未然防止と早期発見の体制整備及び取組
 - ② いじめの状況把握（毎月1回のアンケート実施を含む）と分析
 - ③ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
 - ④ いじめを行った児童に対する指導
 - ⑤ 関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携
 - ⑥ その他いじめ防止に係わること
 - ⑦ 重大事態発生時は、委員長が対外的な対応を行い、副委員長は学校内外の情報の収集に努め、委員長の判断及び対応の補佐をする。委員は、その他の職員とチームを組み、いじめの状況把握、いじめを受けた児童に対する相談及び支援、いじめを行った児童に対する指導にあたる。また、調査結果は速やかにつくばみらい市教育委員会及び市長に報告する。

6 いじめ発生時の具体的な対応（危機管理マニュアルより）



- ① いじめの発見
 - ・ 教師による発見
 - ・ 保護者からの訴え
 - ・ 児童からの訴え（アンケート、教育相談、Q U等から）
- ② 福岡小いじめ防止対策委員会（校長）への報告

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、児童が感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する

- ③ 「福岡小いじめ防止基本方針」に基づき、福岡小いじめ防止対策委員会を立ち上げ方針決定
- ④ 事実関係の把握
 - ・ 関係児童との面談
 - ・ 保護者との面談
- ⑤ いじめ防止対策委員会への報告・判断

・ いじめ重大事態の該当の有無（「いじめ防止対策推進法」第28条による）
・ 緊急いじめ防止対策委員会開催の検討
・ 市教委、警察、その他関係機関への連絡の必要性
・ 指導方針の決定、対応の指示
・ 保護者会等の必要性の検討
・ 全職員で情報共有、安全確保の徹底

- ⑥ 児童への対応
 - ・ 被害児童へは「絶対を守る」という学校的意思を伝え、児童の話を傾聴し、心のケアに努める。
 - ・ 継続して相談する機会をもつ。
- ⑦ 保護者への対応
 - ・ できる限り直接会って話し、事実を正確に伝える。
 - ・ いじめを根絶するという学校の姿勢、いじめに対する具体的な対策を示し、理解と協力を求める。
- ⑧ 全体への指導
- ⑨ 組織的な対応
 - ・ いじめ防止対策委員会、管理職への報告・連絡・相談・確認をし、常に指示を仰ぎながら対応する。
- ⑩ いじめ解消の判断
 - ・ 単に謝罪をもって解消と判断せず、
 - (1) いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる
 - (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないことを十分確認する。
 - ・ いったんいじめが解消しても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、関係児童の観察を継続する。